



家庭から出る

# 資源とごみの分け方・出し方

資源及び全てのごみの収集は、朝8時から始まります。  
収集日当日の朝、8時までに集積所に出してください。  
収集日以外の日や夜間に出すことはご遠慮ください。

資源	火曜日	週1回	2ページ
可燃ごみ	水・土曜日	週2回	3ページ
不燃ごみ	第2・4月曜日	月2回	4ページ
プラスチック	○曜日	週1回	11ページ
粗大ごみ	粗大ごみ受付センター <b>0570-037-530</b> <small>※令和5年4月1日から申込先の電話番号・ホームページが変わりました。</small>		事前申込制 (有料)

地域ごとの収集曜日は、別表の「資源・ごみ収集曜日、清掃事務所管轄地区一覧」をご参照ください。  
○の中に皆さんの、資源回収・ごみ収集曜日をご記入ください。

## メーカー・販売店が回収するもの 6ページ

- ・家電リサイクル対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)・パソコン(家庭用)
- ・ボタン電池

## 区立施設等で回収しているもの 7ページ

- ・小型家電(10品目)・廃食用油・古着
- ・家庭用使用済みインクカートリッジ

## 区では収集できないもの 8ページ

- ・有害性・引火性のあるもの、危険なもの、悪臭を発するものなど
- ・小型充電式電池・不法投棄連絡先

## その他のお知らせ 9ページ

- ・集積所・防鳥用ネット・動物の死体
- ・集団回収

## 事業系の資源とごみ

10ページ

- ・排出者の処理責任
- ・区の収集に出す場合の出し方(有料)
- ・事業系有料ごみ処理券の購入方法と料金

## ごみのない循環のまちをつくります 11ページ

- ・プラスチックの回収を始めています
- ・「地球にやさしいまちづくりポスター」最優秀作品

## 大田区ごみ分別アプリ (Ota City Garbage Separation)

12ページ

## 資源とごみの分け方一覧表

資源・ごみ収集曜日、  
清掃事務所管轄地区一覧

(別表)

# 資源9品目

回収日当日の朝、8時までに出してください。

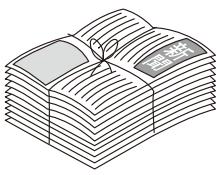
事業系の資源とごみの出し方については10ページをご覧ください。

品目ごとに処理施設や処理方法が違うため、回収時間と回収車両は品目によって異なります。  
当日の朝、8時までに出してない資源は、回収できない場合があります。

## 4種類に分けて、ひもでしばる。粘着テープは使わないでください。

### ①新聞とチラシ

折込チラシも一緒に回収



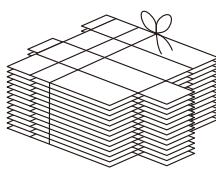
### ②雑誌と雑がみ

本・パンフレット・包装紙・紙箱なども可



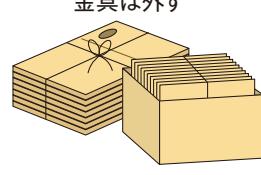
### ③紙パック

すすいで切り開く



### ④段ボール

伝票・粘着テープ・金具は外す



## それぞれ品目ごとに分けて中身が見える袋に入れてください。

### ⑤飲食用びん

ふたは材質に応じて可燃ごみまたは不燃ごみへ



※⑤⑥⑦⑧は水ですすいでから出してください。

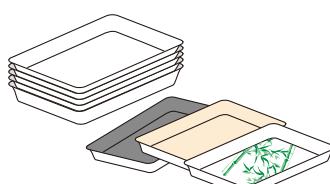
### ⑥飲食用かん

菓子や海苔のかんも回収  
ふたも一緒に資源へ



### ⑦食品トレイ

つまようじがざる  
発泡スチロール製の皿状のもの



### ⑧飲料用ペットボトル

キャップヒラベルは可燃ごみへ



### ⑨発泡スチロール

家電等を購入した時の緩衝材、食材が入っていた保冷箱など



※伝票・ラベルなどは外してから出してください。

### スプレー缶・カセットボンベ



必ず中身を使い切ってから  
出してください。

※穴あけは危険なので行わないでください。

※中身が残っている場合は、風通しの良い  
ところで中身を出し切ってください。

※⑦食品トレイ、⑧ペットボトルのキャップヒラベル、⑨発泡スチロールは一部の地域で「プラの日」に回収しています。詳しくは11ページ参照

区では、地域のグループが行っている資源の集団回収を支援しています。

集団回収を行っている地域では、集団回収への積極的な参加をお願いします。9ページ参照

## 荒天時の資源・ごみの出し方

### ★台風や積雪など荒天の影響が予想される場合

○可能な範囲で出し控え（次回収集日に出す）をお願いします。

資源やごみの散乱を防ぐため。

○収集時間を大幅に変更する場合があります。

排出されるときは、通常どおり朝、8時までに集積所に出てください。

荒天時は  
可能な範囲で  
出し控えを!!



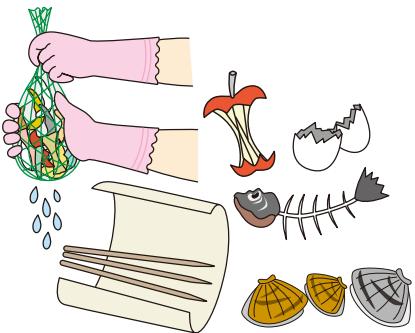
# 可燃ごみ

収集日当日の朝、8時までに出してください。

事業系の資源とごみの出し方については10ページをご覧ください。

## 生ごみ

生ごみは、水を切って出してください。



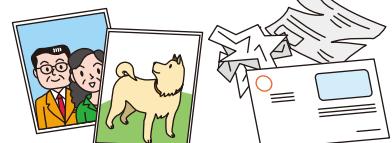
竹串などの鋭利なものは  
紙などに包んで出してください。

## ゴム・皮革製品



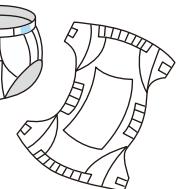
## 再生できない紙

カーボン紙・窓あき封筒・ちり紙・  
シュレッダー紙など



## 紙おむつ

汚物は取り除き  
袋の口は密閉する

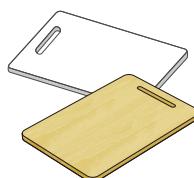


## プラスチック・ビニール類

- 弁当、カップめんなどの容器
  - CD、DVD（ケースを含む）
  - 液体洗剤・せっけんなどの詰め替え容器
- ※一部地域ではプラスチックを  
「プラの日」に回収しています。  
詳しくは11ページ参照

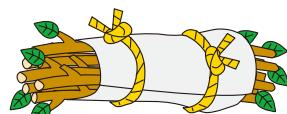


## まな板



## 少量の植木の枝・葉

長さ50cm以内、幹の太さ10cm以下  
に切断し、ひもで束ねる



太さ10cmを超える幹は、  
粗大ごみでお申し込みください。

## 廃食用油

紙や布にしみ込ませるか凝固剤で固める



※区施設で拠点回収しています。  
詳しくは7ページ参照

## 衣類



## その他

保冷剤・乾燥剤、アルミ  
箔の付いた紙など



### お願い・注意

「90㍑以下のふた付容器」か「透明または  
半透明で耐水性があり丈夫なビニール袋」  
で出してください。

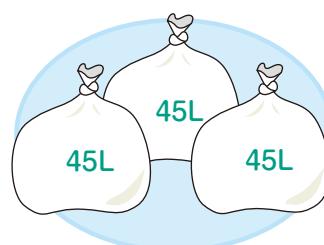


●生ごみは新聞紙やチラシなどで  
包んで出すことでカラス対策にも  
なります。

## 一度に多量のごみ（臨時ごみ）を出す場合

集積所に一家庭で一度に排出できる量は、45㍑  
のごみ袋で3袋（束）までです。引越し、大掃除、  
植木の剪定などで一度に4袋（束）以上のごみを  
出す場合は有料となります。事前に管轄の清掃  
事務所にご相談ください。

※植木の束を出す場合は、一束分=45㍑のごみ袋  
1袋分として換算してください



50cm以内  
幹の太さ10cm以下

# 不燃ごみ

収集日当日の朝、8時までに出してください。

事業系の資源とごみの出し方については10ページをご覧ください。

不燃ごみは、以下の種類に分けて出してください。

蛍光管等の適正処理、不燃ごみの再資源化を行っています。

## ガラス製品、陶磁器など



化粧品等の液体は紙や布にしみ込ませて可燃ごみへ

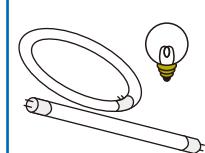
## 小型の家電製品、金属類

●携帯電話やデジタルカメラなど小型家電10品目は、区施設でボックス回収をしています。(7ページ参照)



※廃食用油は、紙や布にしみ込ませるか凝固剤で固めて可燃ごみへまたは7ページ参照

## 電球・蛍光灯



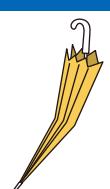
## 乾電池



## ライター



## 傘



### お願い・注意

「90㍑以下のふた付容器」か「透明または半透明で耐水性があり丈夫なビニール袋」で出してください。



●ガラス、刃物、体温計や温度計などの水銀が使用されているものは、プラスチック容器や厚紙などに包んで「危険」と表示してください。

## 使い捨てライターの出し方

使い切って、中身の見える別袋に入れて  
**「不燃ごみ」**の日に出してください。

正しく排出されないと、車両火災の原因となります。



## 不燃ごみの収集日(月2回)

### (例)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

不燃ごみの収集は、「月2回」です。

例えば…

・「第1・第3月曜日」とは、月の1回目と3回目の月曜日という意味です。

例えば…

・「第2・第4月曜日」とは、月の2回目と4回目の月曜日という意味です。

・「第5回目」は、不燃ごみの収集はありません。

例えば、不燃ごみの収集が第1・第3月曜日の場合、6日と20日が収集日となります。

※29日から31日は「第5回目」となりますので不燃ごみの収集はありません。

事前  
申込制  
有料

# 粗大ごみ（家庭用）

※事業者が排出する粗大ごみは収集・持ち込みできません。  
※区では、粗大ごみの再資源化・再利用を行っています。



家庭から出る家具、寝具、電気製品などで  
一辺の長さがおおむね30cm以上のもの

品目（製品）で判断するので、切り刻んだり、壊したり、分解しても「粗大ごみ」として扱います。

※申し込みの際は、事前に粗大ごみの大きさを測ってからお申し込みください。サイズによって手数料額が変わるものがあります。  
例えば、箱物（たんす等）は一番長い辺とその次に長い辺、敷物（カーペット等）は1畳（約90cm×180cm）以上または1畳未満かを測ってください。

申込先: **大田区粗大ごみ受付センター ☎0570-037-530**

受付時間 午前8時～午後7時（12/29～1/3及び年数回の保守点検日を除く）

インターネット（スマートフォンも可）申し込み  
24時間受付



## 区の収集を希望

### 申し込み（電話またはインターネット）

- 電話…1回につき20個まで
- インターネット…1回につき10個まで
- ※ 収集日や手数料などは申し込みの際にご案内します。

### 粗大ごみ処理券の購入

- 大田区発行の粗大ごみ処理券をスーパー・マーケット・コンビニエンスストアなどで購入してください。

### 収集日当日

- ① 収集日の朝、8時までに
  - ② 予約の際に決めた場所に出してください。
- ※ 処理券の貼っていないもの、申し込みのないものは収集できません。

## 自分で持ち込みを希望

### 申し込み（電話のみ）

- 1回につき10個まで
- 1世帯年度内4回まで
- 持込日の3日前までに電話で申し込みが必要です。ただし、上限枠に達するとの持込日になります。
- 持込場所（京浜島）は申し込みの際にご案内します。
- 持込時間  
・月～土曜日 … 午後1時～午後4時  
・日曜日 …… 午前9時～正午  
…… 午後1時～午後4時
- 手数料は減額または免除（無料）されます。

### 粗大ごみ処理券の購入

有料のときは、大田区発行の粗大ごみ処理券をスーパー・マーケット・コンビニエンスストアなどで購入してください。

※ 持込場所やその周辺では処理券を販売していません。また、現金による支払いはできません。

### 持込日当日

- ① 指定した持込日の持込時間内に申込者本人がお持ちください。
- ② 申し込みをしていないもの、処理券の貼っていないものは受け入れできません。
- ③ 申込者本人の氏名及び住所が確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）をご持参ください。
- ④ 持込場所では係員の指示に従ってください。
- ⑤ 車両制限：自家用自動車（業務用を除く）またはレンタカー2t車までです。

## 有料粗大ごみ処理券の種類と記入方法



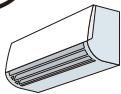
- 収集の場合は、収集予定日と氏名または受付番号を記入してください。
- 持ち込みの場合は、氏名または受付番号を記入してください。
- 品物ごとに見やすい場所に貼ってください。

# メーカー・販売店が回収するもの

区では回収していません。メーカーや販売店、処理事業者に処分を依頼してください。

## 家電リサイクル法の対象品目

エアコン



テレビ



冷蔵庫・  
冷凍庫

※保冷庫・冷温庫  
も該当

洗濯機・  
衣類乾燥機



### エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

引き取り依頼先		収集運搬料金	リサイクル料金の目安
1	製品を購入した販売店 または買い替えをする販売店	販売店により 異なります	エアコン ..... 990円～ テレビ 小(15型以下) ..... 1,320円～ テレビ 大(16型以上) ..... 2,240円～ 冷蔵庫・冷凍庫 小(170リットル以下) ..... 3,740円～ 冷蔵庫・冷凍庫 大(171リットル以上) ..... 4,730円～ 洗濯機・衣類乾燥機 ..... 2,530円～
2	販売店引き取りではなく収集を依頼する場合 家電リサイクル受付センター <b>☎0570-087-200</b> (月～金 午前9時～午後5時)	基本料金は 2,600円～4,000円 程度です	
3	インターネット(スマートフォンも可)申し込み 24時間受付(保守点検日を除く) <a href="https://kaden23rc.jp">https://kaden23rc.jp</a>	無 料	注意／品目やメーカーなどによって料金は異なります。

事前に郵便局でリサイクル料金の振込(振込手数料が別途必要)を行い、「払込受付証明書を貼付した家電リサイクル券」を持参してください。  
(家電リサイクル券は郵便局に備え付けられています。) なお、土曜日は家電リサイクル料金の振込業務は行われていません。

大田区内の指定引取場所	所在地	電話番号	営業時間
(株)LNJ小泉	京浜島3-3-12	03-5755-9100	月～金(祝日、お盆、年末年始を除く)、土(不定休) 午前9時～正午、午後1時～午後5時 受付は午後4時30分まで
岡山県貨物運送(株)京浜支店	平和島2-1-1 (京浜トラックターミナル10号棟)	03-3762-8261	月～土(祝日、お盆、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時(土は正午まで) 受付は午後4時30分、土は午前11時30分まで

●事前連絡、申し込みは不要です。 ●法律でメーカーなどにリサイクルが義務付けられています。

●リサイクル料金等不明な点がある場合は家電リサイクル券センター(☎0120-319640)へお問い合わせください。

ホームページ▶▶▶ <https://www.rkc.aeha.or.jp/>



## パソコン(家庭用)

メーカーによる回収

PCリサイクルマークが  
付いていないものは  
料金がかかります。



リサイクル

宅配業者による回収

区では、国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、宅配便による自宅からの回収を実施しています。

◆段ボール1箱分(縦+横+高さの合計が140cm以内のもの)までなら  
宅配料含めて無料です。

◆パソコンと一緒に段ボールに入るなら小型家電も一緒に無料で引き  
取り可能です。

※無料となるのは1箱分だけです。2箱目からは有料となります。

※小型家電のみの回収はしていません。

※パソコンと一緒に段ボールに入るなら粗大ごみ相当の大きさの小型家電(トースターなど)も対象です。

利用方法



ボタン電池  
(型式記号SR、PR、LR)



◆回収協力店が回収しています。

※コイン型電池(型式記号CR、BR)は不燃ごみとして出してください。

ボタン電池回収推進センター  
**☎0120-266-205**

[月～金(祝日除く)午前9時～午後5時]

ホームページ▶▶▶ <http://www.botankaishu.jp/>



リネットジャパンリサイクル株式会社  
**☎0570-085-800**

[午前10時～午後5時(年末年始除く)]

ホームページ▶▶▶ <https://www.renet.jp/>



# 区立施設等で回収しているもの

## 小型家電（10品目）

区内42拠点で回収しています。

### ◆回収品目（10品目）



### ◆回収ボックス設置場所

- 消費者生活センター、南馬込文化センター、池上会館、雪谷文化センター、区民プラザ（改修工事中はBeステーション凜に設置）、産業プラザ
- 大田区役所（1階 ロビー、8階 清掃事業課）
- 清掃事務所（大森、蒲田）、（一財）大田区環境公社田園調布本部
- 特別出張所（18か所）
- 図書館（大田、大森南、大森東、大森西、久が原、洗足池、羽田、六郷、多摩川、蒲田）
- 大田区民ホール・アリコ ○カムカム新蒲田 ○大森地域庁舎

※庁舎内や施設に設置された回収ボックスのご利用については、庁舎が開いている時間に限ります。

※回収ボックスに投入されたものは返却できません。

※10品目以外の小型家電（ドライヤー、モバイルバッテリー、ルーターなど）は回収ボックスには入れないでください。



### お願い・注意

- ・回収ボックスの投入口30cm×15cmに入るものが対象になります。
- ・個人情報は削除してください。
- ・電池は取り外してください。

## 家庭で使用した廃食用油

区内18か所で回収しています。

### ◆回収ボックス設置場所（18か所）

- 特別出張所（入新井と蒲田西を除く）
- 工セナおおた
- 大田区社会福祉センター

### ◆回収日時

毎週水曜日の午前11時～午後3時  
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)



ペットボトルなどに移し  
しっかりとキャップを締めて  
お持ちください。

## 古着

### ◆回収品目

洗ったもの（クリーニング済みを含む）でたんすや衣装ケースなどにしまえる状態が回収できる判断基準です。透明または半透明の袋に入れて会場までお持ちください。

### ◆回収できないもの

汚れたもの、毛布やシーツなどの寝具類、カーペットなどの敷物、着物、靴、鞄、ハンドバッグなどは回収できません。

### ◆回収日時、会場

ホームページや区報などでお知らせします。

## 家庭用使用済みインクカートリッジ

使用済みのインクカートリッジを回収しています。

### ◆対象メーカー

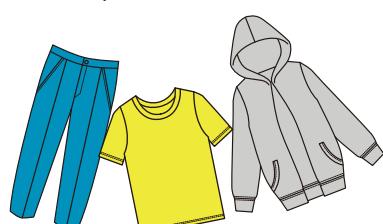
brother Canon EPSON hp

### ◆回収ボックス設置場所

- 大田区役所1階・8階 ○地域庁舎（4か所）
- 消費者生活センター ○特別出張所（18か所）

※回収対象は、対象メーカー4社の純正カートリッジのみです。

※インクカートリッジ以外は入れないでください（袋や箱はお持ち帰りください）。



# 区では収集できないもの

処分については、メーカー・販売店などにご相談ください。

## 有害性のあるもの、引火性のあるもの、危険なもの、著しく悪臭を発するもの

石油類  
(ガソリン・軽油・  
灯油・シンナー・  
エンジンオイルなど)



塗料  
COLOR

ガスボンベ  
(プロパンガス・  
酸素など)



薬品・農薬・  
劇物・  
放射性物質



マッチ・花火  
(未使用の場合)



バッテリー



タイヤ  
(自動車・  
オートバイ用)



ピアノ



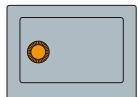
建築・建設  
廃材



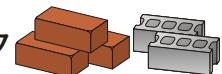
土・砂・石・灰  
その他液状の  
ものなど



耐火金庫



レンガ・  
コンクリートブロック



消火器

問合せ先  
(一社)日本消火器工業会  
(消火器リサイクル推進センター)  
☎03-5829-6773  
[月～金(祝日除く)午前9時～正午・午後1時～5時]  
ホームページ <https://www.ferpc.jp/>



オートバイ

問合せ先  
二輪車リサイクルセンター  
(公財)自動車リサイクル促進センター  
☎050-3000-0727  
[月～金(祝日除く)午前9時30分～午後5時]  
ホームページ <https://www.jarc.or.jp/motorcycle/>



## 小型充電式電池 (リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など)

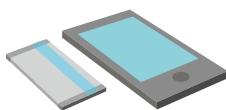
◆販売店、(一社)JBRC回収協力店が回収しています。

※上記店での引き取りができない二次電池につきましては、  
清掃事業課または清掃事務所にお問い合わせください。

(例)



モバイルバッテリー



タブレット等の電池パック



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池

発煙発火事故の原因になります。集積所への排出はお控えください。

(一社)JBRC  
☎03-6403-5673  
[月～金(祝日除く)午前9時～午後5時]

ホームページ▶▶▶ <https://www.jbrc.com/>



## 不法投棄(連絡先)

### 道路上の不法投棄

国 道 東京国道事務所 品川出張所 …… ☎03-3799-6315  
都 道 東京都第二建設事務所………… ☎03-3774-8185  
区 道 地域基盤整備第一課………… ☎03-5764-0629  
⇒大森地域  
地域基盤整備第二課………… ☎03-5713-2006  
⇒蒲田地域、糀谷・羽田地域  
地域基盤整備第三課………… ☎03-3726-4300  
⇒調布地域  
集積所 管轄の清掃事務所

### 私有地の不法投棄

マンション、アパート、駐車場などの私有地内に投棄されたごみは、区では収集できません。管理者が自ら処理することとなります。

# その他のお知らせ

## 集積所

区内には、約31,000か所の集積所があります。集積所の清掃や防鳥用ネットなどの維持管理は、地域の方々において自主的に行っていただいている。

集積所の設置は、清掃車両が通行できる公道上に面し、収集が安全に行える場所でなければなりません。集積所の新設・移動・分散を行う場合は、事前に管轄の清掃事務所へご相談ください。

※集合住宅等でごみボックスの設置をお考えの方は、必ず事前に管轄の清掃事務所にご相談ください。

決められた集積所  
以外にごみを出す  
ことはできません。



## 防鳥用ネットの貸し出し

カラス被害の防止のため、防鳥用ネットを貸し出しています。管轄の清掃事務所へお問い合わせください。



## 動物の死体

○家庭で飼われていたペット  
25kg未満の場合に限り、清掃事務所が有料で引き取ります。  
1頭:3,100円

### ○飼主が不明な動物

- ・私有地、私道、都道（夜間を除く）  
管轄の清掃事務所にご相談ください。
- ・区道…管轄の地域基盤整備課
- ・国道…東京国道事務所品川出張所（☎03-3799-6315）

## 集団回収

家庭から出る資源を10世帯以上の地域のリサイクル活動グループが回収し、登録業者に引き渡す制度です。

### 〈対象資源〉

- ①新聞、雑誌、段ボール、紙パック等の古紙類
- ②飲料用のリターナブルびん
- ③アルミ缶、スチール缶等の金属類
- ④古着、布等の古布類

※事業から排出された資源は対象外です。

### 〈集団回収の流れ〉

- ①10世帯以上の区民の皆さんで団体を作ります。  
※回収する品目、回収日、回収場所を決めてください。  
※区の資源回収曜日とは別の日に設定し、区の集積所は使用しないでください。
- ②登録の手続きのため清掃事務所にお越しください。  
※申請書類及び回収業者一覧をお渡しします。
- ③回収業者に引き渡した回収量を区に報告します。  
★回収量に応じて、区から団体に報奨金を支給します。  
(年2回)

詳細は管轄の清掃事務所にお問い合わせください。



# 事業系の資源とごみ

事業者には法律で自ら排出したごみを処理する責任が定められています。

## ●ごみの処理方法は、許可業者に収集運搬処分を委託する方法と、自ら処理施設に持ち込む方法があります。

詳細は、12ページの問合せ先（清掃事務所または清掃事業課）までご連絡ください。

※排出量が少量の場合、家庭ごみの収集に支障のない範囲で、事業系の資源とごみを有料で区の収集に出すこともできます。

### 区の収集に資源とごみを出す場合（有料）

○区の収集に出す場合の分別は、家庭ごみと同じになります。大田区発行の事業系有料ごみ処理券を購入し、必ず店名や会社名を記入のうえ、資源やごみに貼って出してください。

○粉状のものや油のついたもの、液状のものなど区で収集できないものもあります。

○ごみ袋は、強度のある透明または半透明の中身が見えるものをご利用ください。

○70ℓ袋は、軽量ごみ専用です。生ごみ等重量のあるごみには使用しないでください。

### 資源



#### 新聞・雑誌・紙パック・段ボール 4種類に分けてひもでしばる

○新聞（4つ折、A4サイズ）、雑誌などは高さ10cmにつき10ℓシール1枚を貼って出してください。

○段ボール2枚につき10ℓシール1枚を貼って出してください。

※段ボールは、みかん箱の大きさを基準にしてください。



#### 飲食用びん・飲食用かん 食品トレイ・ペットボトル・ 発泡スチロール

袋の口をしばって袋の容量と同じ分のシールを貼って出してください。

○資源は品目別に中身が見える袋に入れてください。

○油のついたものは資源として回収できません。

### 可燃ごみ



#### 容器で出す場合

中のごみ量に見合うシールを新聞紙等に貼って、ごみの上に置いて出してください。

### 不燃ごみ



#### 袋で出す場合

袋の口をしばって袋の容量と同じ分のシールを貼って出してください。

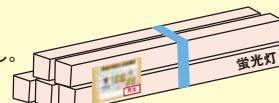
### 適正容量の判断が難しいものの代表例

一斗缶<不燃ごみ>  
(中は空の状態に限る)



2缶につき  
10ℓシール1枚。

蛍光灯<不燃ごみ>  
120cmのものは5本で10ℓシール1枚。  
120cmを超えるものは区では収集できません。  
販売店・業者にご相談ください。



## 事業系有料ごみ処理券の購入方法と料金

●事業系有料ごみ処理券は「大田区ごみ処理券取扱所」の標識のある店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、清掃事務所で購入してください。

### 大田区が発行するごみ処理券以外は使用できません。

●事業系有料ごみ処理券の還付（払戻し）は、原則としてできませんが、要件に該当する場合は、還付を受けることができます。詳しくは、各清掃事務所または清掃事業課までお問い合わせください。

●令和5年10月から事業系の資源とごみの手数料を改定しました。

令和5年9月末で販売を終了した事業系有料ごみ処理券（券名に「平成29年10月改定」の記載があるもの）の還付及び差額を支払っての現行券への交換の手続きは、令和10年10月31日で終了します。令和10年11月1日以降は手続きができませんのでご注意ください。

券の種類	セット料金
小・10ℓ券(1セット10枚)	870円
中・20ℓ券(1セット10枚)	1,740円
大・45ℓ券(1セット10枚)	3,910円
特大・70ℓ券(1セット 5枚)	3,045円

### 見本



# ごみのない循環のまちをつくります

## プラスチックの回収を始めています

区では、令和4年11月からプラスチック(食品トレイ・発泡スチロール含む)を資源として回収する取り組みを区内の一部地域で始めています。

令和5年10月から、地域拡大及びプラスチックを回収する曜日を新たに設けて実施しています。

**実施地域以外ではプラスチックの資源としての回収は行っていませんので、ご注意ください。**

※実施地域については、別表「資源・ごみ収集曜日、清掃事務所管轄地区一覧」をご覧ください。

### 【回収曜日について】

資源	可燃	不燃
〈週1回〉	〈週2回〉	〈月2回〉
<b>10月 から 5年</b>	<b>プラ + 資源</b>	<b>可燃</b>
〈週1回〉	〈週1回〉	〈月2回〉
		不燃
	〈月2回〉	

**プラスチック**  
の回収曜日を追加しました。  
プラスチックは新たに設けた  
**「プラの日」**に出てください。  
※資源の回収日には回収しません。

### 【回収するプラスチックの例】

マークの有無に関わらず、  
プラスチックだけでできているもの



※ペットボトル本体は「資源」で出してください。

### プラスチックの削減に取り組もう

プラスチック製品の生産や使用を抑制、再生利用することはCO<sub>2</sub>の削減や石油資源の節約につながります。

区では、循環型社会を目指し、環境負荷の低減に努めます。

詳細は区ホームページをご覧ください。



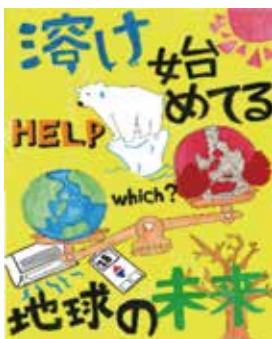
## 令和5年度「地球にやさしい まちづくり ポスター」最優秀作品

### 小学校低学年の部



調布大塚小学校2年  
高見 晃太郎 さん

### 小学校高学年の部



大森第三小学校6年  
石田 紗雪 さん

### 中学校の部



雪谷中学校2年  
大西 朋花 さん

※学年は入選時のものです。

入選作品は区ホームページにて紹介しています。



# 大田区ごみ分別アプリ (Ota City Garbage Separation App)

ごみを出す日や分別などで困った経験はありませんか?

大田区ではスマートフォンでの無料アプリ「大田区ごみ分別アプリ」を配信しています。

資源とごみの収集日や出し方、出す時の注意点、ごみ分別辞典、よくある質問など、身近なスマートフォンを利用して簡単に確認できます。

Ota City has released an app which helps you easily check various information about garbage using a smartphone.



大田区ごみ分別アプリ 検索



〔日本語版〕  
アプリダウンロードは「App Store」  
または「Google Play」の「大田区ごみ分別」でも  
検索できます。



〔Foreign language version〕  
(-English·Chinese·Korean·  
Tagalog·Nepal·Vietnam)  
To download this app, search  
'Ota city Garbage' in the 'App Store' or in  
'Google Play'.

## 問合せ先

### ◆ごみの収集、集積所に関するごみ (管轄は別表「資源・ごみ収集曜日、清掃事務所管轄地区一覧」をご参照ください。)

大森清掃事務所 中央2-3-6 03-3774-3811

蒲田清掃事務所(調布地区) 下丸子2-33-1 03-6459-8201

蒲田清掃事務所(蒲田地区) 下丸子2-33-5 03-6451-9535

### ◆資源・プラスチックの回収、その他清掃事業に関するごみ

清掃事業課 蒲田5-13-14 03-5744-1628

### ◆粗大ごみに関するごみ (申し込み、問い合わせ)

粗大ごみ受付センター 0570-037-530

60~70代、80代 も活躍中!

地域で働いてみませんか



ご家庭のお仕事  
お手伝いします  
家事援助、ごみ出し、網戸等の張替、  
電球交換、除草、植木の手入れなど  
お気軽にご相談下さい

PRキャラクター「シルにゃん」  
公益社団法人  
大田区シルバー人材センター  
0120-200-027



官公需適格組合

大田区リサイクル  
事業協同組合

資源物取扱い専門

RECYCLE

# 資源とごみの分け方一覧表

品目		可燃	不燃	資源	粗大	不収可集	備考
あ	アルバム	●					
	アルミホイル		●				
い	石				●	区では収集できません。販売店・専門業者にご相談ください。	
	衣装ケース				●		
	一斗缶		●				
う	植木鉢・プランター	プラスチック製、30cm未満	●				※
		陶器製、30cm未満		●			
		30cm以上			●		
え	枝	●					太さ10cm以下、長さ50cm以下に切断し、直径30cm未満に束ねてください。
お	おむつ	●					汚物は取り除いてください。
	温風器・電気温風ヒーター				●		
か	カーテン	●					できるだけ30cm未満となるように切断してください。
	カーペット				●		いずれか一辺でも230cmを超えるものは収集できません。切断、分解、折り曲げる等をして230cm以下にしてください。
	カイロ(使い捨て)		●				
	傘		●				
	ガスボンベ、カセットボンベ			●			中身があると収集できません。中身は全て出してから排出してください。プロパンガスボンベは区では収集できません。販売店・専門業者にご相談ください。
	カセットコンロ(卓上用)				●		
	カセットデッキ				●		
	かばん	折りたたんだ状態で30cm未満	●				
		折りたたんだ状態で30cm以上			●		
	乾燥剤	●					
き	キーボード(鍵盤・パソコン用)				●		
く	靴	●					
け	蛍光灯(蛍光管)		●				できるだけケースに入れて排出してください。
こ	ゴルフクラブ				●		
	コンクリートブロック(破片を含む。)				●	区では収集できません。販売店・専門業者にご相談ください。	
し	シーツ・敷布	フラットシーツ等の薄手のもの	●				できるだけ30cm未満となるように切断してください。
		ボアシーツ等の厚手のもの			●		
	CD	●					※
	写真	●					
	消火器				●	区では収集できません。(一社)日本消火器工業会(☎5829-6773)にお問合せください。	
	除湿剤	●					
	食器類	木・紙・プラスチック製	●				
		金属、ガラス、陶器製		●			破損しているものは、紙等で包んで「危険」と表示し排出してください。
す	炊飯器	30cm未満		●			
		30cm以上			●		
	スーツケース				●		
	ストーブ				●		灯油・石油が残っていると収集できません。これらは全て使い切ってから排出してください。
	砂				●	区では収集できません。販売店・専門業者にご相談ください。	
	スプレー缶			●			中身があると収集できません。中身は全て出してから排出してください。
せ	洗面器	プラスチック製	●				※
		金属製		●			
そ	掃除機				●		

※プラスチック回収実施地域ではプラスチックは「プラの日」に出してください。

・その他の品目は、区ホームページまたはごみ分別アプリの「ごみ分別辞典」でご確認できます。

ごみ分別辞典  
(区ホームページ)



ごみ分別アプリ



品目		可燃	不燃	資源	粗大	不収可集	備考
た	体温計	●					水銀が使用されているものは、割れないように厚紙等に包んで排出してください。
	自動車・バイク用				●		区では収集できません。販売店・専門業者にご相談ください。
	自転車のチューブ	●					
	自転車の車輪				●		
つ	土				●		区では収集できません。販売店・専門業者にご相談ください。
て	電池	●					
		●			●		区では収集できません。販売店・専門業者にご相談ください。
		●			●		区では収集できません。ボタン電池回収推進センター(☎0120-266-205)にお問合せください。
		●			●		区では収集できません。(一社)JBRC(☎6403-5673)にお問合せください。
と	トースター				●		
	灯油				●		区では収集できません。ガソリンスタンドや販売店・専門業者にご相談ください。
	塗料	●			●		区では収集できません。販売店・専門業者にご相談ください。
な		中身(液体)					
ぬ	缶、30cm未満	●					
	缶、30cm以上				●		
	ねいぐるみ	●					
ね	猫砂(ペット用トイレ砂)	●					汚物は取り除いてください。
は	バイNDER	紙製		●			金属部分はできる限り外して不燃ごみで排出してください。
		プラスチック製	●				金属部分はできる限り外して不燃ごみで排出してください。
	発泡スチロール			●			※
	花火(使用済み)	●					必ず使用し、水に浸してから排出してください。
	刃物		●				尖った部分を紙等で包んで「危険」と表示し排出してください。
	ハンガ	木・プラスチック製	●				※
		針金製	●				
ひ	ビデオテープ	●					
ふ	布団				●		
	プリンター(インクジェット式)				●		区では収集できません。販売店・専門業者にご相談ください。
	プロック				●		
ほ	ホース	●					できるだけ30cm未満に切断して、束ねて排出してください。
	ポット	30cm未満	●				
		30cm以上			●		
ま	保冷剤	●					
も	まな板	●					
も	毛布・電気毛布			●			
	物干しやお・物干しパイプ			●			230cmを超えるものは収集できません。切断、分解、折り曲げる等をして230cm以下にしてください。
ら	ライター		●				中身があると収集できません。中身は全て出してから排出してください。
れ	レコード盤	●					

分別でお困りの際は、管轄の清掃事務所または清掃事業課にお問い合わせください。

清掃事業課 ☎03-5744-1628  
大森清掃事務所 ☎03-3774-3811

蒲田清掃事務所(調布地区) ☎03-6459-8201  
蒲田清掃事務所(蒲田地区) ☎03-6451-9535

## 資源・ごみ収集曜日、清掃事務所管轄地区一覧

集積所の所在地			プラ <sub>※1</sub>	資源	可燃	不燃	管轄地区
い 池 上	1丁目・2丁目・4丁目			土	月・木	第2・4金	大 森
	3丁目・5丁目〔1～22番・25番・26番〕			水	月・木	第1・3火	
	6丁目・7丁目〔1～23番・25番・26番・29番〕						
	8丁目〔1～19番〕						
	5丁目〔23番・24番・27番・28番〕					第2・4木	蒲 田
	7丁目〔24番・27番・28番・30番・31番〕			金	水・土		
	8丁目〔20～27番〕					第1・3木	
石川町	全域(1丁目・2丁目)	月	木	火・金	第2・4水		
う 鶴の木	1丁目			木	火・金	第1・3土	調 布
	2丁目・3丁目					第2・4土	
お 大森北	1・4丁目・5丁目(1～8・12・13・15・16番)			木	火・金	第2・4水	大 森
	5丁目(9～11番・14番)	月				第1・3水	
	2丁目・3丁目・6丁目					第2・4木	
大森中	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	火	金	水・土			
1丁目・2丁目			金	火	第2・4月		
3丁目・4丁目・5丁目・6丁目					第1・3月		
7丁目〔1～6番・7番(6～19号)〕							
お 大森西	7丁目〔7番(1～5号・20～28号)・8番・9番〕	月	木	火・金	第1・3水	蒲 田	
	1丁目・2丁目			火	金	第2・4木	
	3丁目・4丁目・5丁目					第1・3木	
	1丁目〔1～8番〕					第1・3水	
	1丁目〔9～11番〕			火	水・土	第2・4月	
	2丁目〔1～24番・25番(1～9号・20～30号) 26番・27番(1～4号)・31～33番〕					第2・4木	
	2丁目〔25番(10～19号) 27番(5～7号)・28～30番〕					第1・3木	
お 大森東	1丁目〔5～11番・12番(8～16号) 17番(7～17号)・18番(7～14号)〕			火	金		大 森
	2丁目・3丁目・4丁目・5丁目						
	1丁目〔1～4番・12番(1号・2号・18号・20～26号) 13～16番・17番(1～6号・18～27号) 18番(1～6号・16～26号)・19～24番〕	水	土	月・木	第1・3金		
	1丁目・2丁目・3丁目			木	火・金	第1・3水	
	4丁目・5丁目					第2・4水	
蒲 田	全域(1丁目・2丁目)						
蒲田本町	1丁目〔18・19番・21～53番〕・4丁目						
か 上池台	1丁目〔1～17番・20番〕	水	土	月・木	第2・4金		調 布
	2丁目・3丁目					第1・3火	
	5丁目					第2・4火	
北糀谷	全域(1丁目・2丁目)	水	土	月・木	第1・3金	蒲 田	
北千束	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	水	土	月・木	第1・3金	調 布	
北馬込	全域(1丁目・2丁目)			月	火・金	第1・3土	大 森
北嶺町	全域			金	水・土	第1・3木	
く 久が原	1丁目			火	水・土	第2・4木	調 布
	2丁目					第1・3月	
	3丁目・4丁目・5丁目・6丁目					第2・4月	
さ 山 王	1丁目			月	火・金	第1・3土	大 森
	2丁目					第2・4土	
	3丁目・4丁目					第2・4水	
し 下丸子	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目)			火	水・土	第1・3月	蒲 田
	新蒲田					第1・3木	

※1 一部地域での実施となります(令和6年4月1日現在)

※2 収集日は、集積所の看板で必ず確認してください(お住まいの住所と集積所の所在地が異なる場合があります)。

集積所の所在地			プラ <sup>※1</sup>	資源	可燃	不燃	管轄地区
た	多摩川	全域(1丁目・2丁目)		火	水・土	第2・4月	蒲田
ち	千鳥	1丁目(1~19番)		火	水・土	第2・4月	調布
		1丁目(20~26番)・2丁目(1~26番・28~35番・37番)		木	火・金	第2・4土	
		2丁目(27番・36番・38番~41番)・3丁目		火	水・土	第1・3月	蒲田
	中央	1丁目		月		第2・4土	大森
て	田園調布	2丁目			火・金	第2・4月	
		3丁目・7丁目・8丁目		水		第2・4火	
	田園調布本町	4丁目・5丁目・6丁目		土		第2・4金	
	田園調布南						
な	仲池上	全域(1丁目・2丁目)		火	水・土	第1・3月	調布
	中馬込	全域(1丁目・2丁目・3丁目)		土	月・木	第1・3金	
	仲六郷	1丁目		月	木	第2・4水	大森
		2丁目・3丁目・4丁目		木	月	第2・4土	
に	西蒲田	1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目		金	水・土	第2・4木	蒲田
		8丁目				第1・3木	
	西糀谷	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目)		土	水	月・木	
	西馬込	全域(1丁目・2丁目)			土	月・木	大森
	西嶺町	全域			月	火・金	第1・3土
	西六郷	1丁目		月	木	第2・4水	調布
		2丁目・3丁目・4丁目		木	月	第2・4土	
は	萩中	全域(1丁目・2丁目・3丁目)		土	水	第1・3火	蒲田
	羽田	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目)			月・木	第2・4金	
	羽田旭町	全域				第1・3金	
ひ	東蒲田	全域(1丁目・2丁目)		木	火・金	第1・3水	蒲田
	東糀谷	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目)	水	土	月・木	第1・3金	
	東馬込	全域(1丁目・2丁目)		月	火・金	第1・3土	大森
	東嶺町	全域		金	水・土	第2・4木	調布
	東矢口	1丁目(1~4番・8番・9番(1~7号・19~21号)・10番(8~13号))		水	月・木	第1・3火	大森
		1丁目(5~7番・9番(8~18号)・10番(1~7号)・11番~18番)		金	水・土	第1・3木	蒲田
		2丁目・3丁目					
	東雪谷	1丁目・4丁目		水	月・木	第1・3火	調布
		2丁目・3丁目・5丁目				第2・4火	
	東六郷	全域(1丁目・2丁目・3丁目)	木	月	火・金	第1・3土	蒲田
へ	平和島	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目)		金	水・土	第2・4木	大森
ほ	本羽田	全域(1丁目・2丁目・3丁目)		土	月・木	第2・4金	蒲田
み	南蒲田	全域(1丁目・2丁目・3丁目)		水	月・木	第1・3火	
	南久が原	全域(1丁目・2丁目)		火	水・土	第2・4木	調布
	南千束	1丁目・2丁目		水	土	第2・4金	
		3丁目				第1・3金	
	南馬込	1丁目・2丁目・3丁目		月	火・金	第2・4土	大森
		4丁目・6丁目		土	月・木	第2・4金	
		5丁目				第1・3金	
や	南雪谷	全域(1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目)		金	水・土	第1・3木	調布
	南六郷	全域(1丁目・2丁目・3丁目)		月	火・金	第1・3土	蒲田
ゆ	矢口	全域(1丁目・2丁目・3丁目)		火	水・土	第2・4月	
ゆ	雪谷大塚町	全域	月	木	火・金	第2・4水	調布